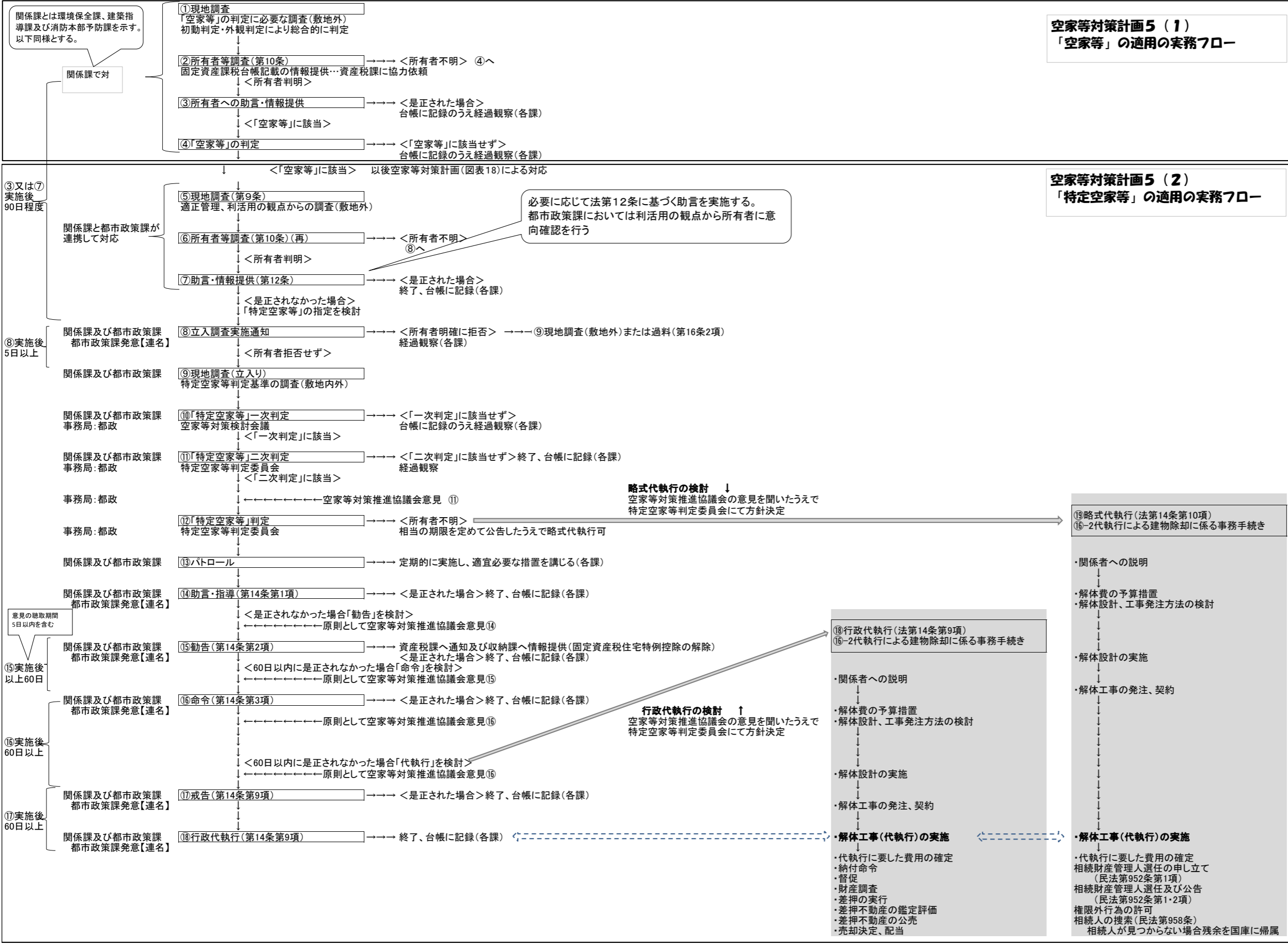


空き家対策に係る庁内連携について

※ 空き家に関する市民・自治会等からの問い合わせ、通報内容に応じ、次の課かいいに対応を依頼する。

- 衛生、雑草の繁茂等…環境保全課が対応
- 火災の発生の恐れ…消防本部予防課が対応
- 建物の劣化等…建築指導課が対応
- 固定資産課税台帳記載の情報提供…資産税課に協力依頼
- 特定空家等所有者に催告を実施した場合の情報提供…資産税課及び収納課

1 空き家の適正管理に関する相談



2 空き家の発生予防、利活用等に関する相談

→ 都市政策課及び関係団体にて対応・台帳管理